

標準報酬月額の時決定を行いました

組合員の皆さんに毎月負担いただいている掛金(保険料)は、標準報酬月額に各事業の掛金率^{*1}を乗じて算定しています。

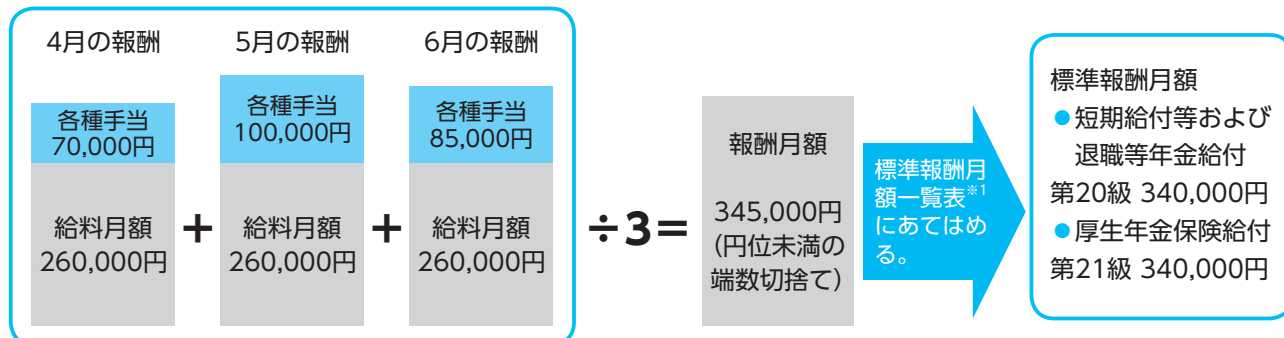
標準報酬月額は給料月額に各種手当を合算した報酬から算定されますが、既に決定している標準報酬月額と実際に受けている報酬に大きな差が生じないよう、毎年4月～6月の3ヵ月間に受けた報酬を基に新たな標準報酬月額を決定します。

このことを「時決定」といい、今回決定した標準報酬月額は、今年の9月から来年の8月までの掛金(保険料)の算出に適用されます。



時決定による標準報酬月額の算定方法

4月・5月・6月に受けた報酬の平均額により算定します。



※1 掛金率および標準報酬月額一覧表については当組合ホームページまたは「いばらき共済」令和元年5月号(No.317)11ページ参照

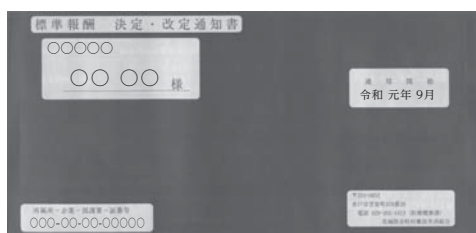
時決定の対象とならない方

- 6月1日以降に組合員資格を取得した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行った方

時決定の算定結果の確認方法について

決定した標準報酬月額は、所属所をとおして配付する「標準報酬 決定・改定通知書」^{*2}にてご確認ください。

※2 「標準報酬 決定・改定通知書」は、交付を希望した所属所にのみ送付しています。給与明細等においてもご自身の標準報酬月額を確認できない場合は、勤務先の共済事務担当課にお問い合わせください。



		決定・改定事由	令和元年9月
標準報酬	月額	第 21 級	360 千円
	短期	第 22 級	360 千円
	退職等年金給付	第 21 級	360 千円
	短期	第 20 級	340 千円
厚生年金	月額	第 21 級	340 千円
	退職等年金給付	第 20 級	340 千円